①　商標の指定商品・役務の注意点

（1）願書の記載における注意点

誤	正
【第3類】つや出し剤、せっけん類、化粧品	【第3類】つや出し剤，せっけん類，化粧品
【第35類】化粧品，歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供	【第35類】化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
【第41類】映画・園芸・演劇の興行の企画又は運営	【第41類】映画・演芸・演劇の興行の企画又は運営
【第42類】コンピュータシステムデザイン	【第42類】コンピュータシステムの設計

（2）指定する際の注意点

Q	A
社名を登録したい場合	会社が提供している商品やサービスを指定します。
自社の商品の広告に使用するロゴを登録したい場合	第35類「広告」は、他人の商品等を広告するサービスですので、自社の商品を指定します。
インターネットで使用する商標を登録したい場合	インターネットを利用して何をするかに依ります。 【第9類】インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル 【第35類】インターネットによる広告 【第41類】インターネットを利用して行う音楽の提供
電子出版物を指定する場合	記録媒体やダウンロードで取引される場合は、第9類「電子出版物」で、ダウンロードできずオンライン上で見るだけの場合は、第41類「電子出版物の提供」です。
小売等役務を指定する場合	商品とその商品の小売等役務は、類似するものと推定されますが、小売等役務は、小売業者が行う店舗設計、商品展示、接客などのサービス活動なので、商品の販売元として商標を使用する場合は、商品も指定したほうが良いということになります。
テイクアウトとイートインの場合	持ち帰る料理の販売は、その商品を指定し、店内飲食用の料理の提供は、第43類「飲食物の提供」を指定します。
色紙を指定する場合	「いろがみ」と「しきし」は非類似の商品なので、「色紙（いろがみ）」又は「色紙（しきし）」と記載します。

こちら特許部
NIPPO（ニッポウ）日峯国際特許事務所
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F
ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。
☎ 029-228-5622
info@nippo-patent.jp